

14 弓道競技実施要項

2019年度

- 1 日 程 7月12日(金) 午後5時00分 監督会議:米沢市 会議室
 7月13日(土) 午前8時30分 開始式、矢渡、遠的競技
 7月14日(日) 午前8時30分 近的競技、表彰

なお、7月13日が荒天の場合は、13日に近的競技を実施し、14日も荒天の場合は、遠的競技を中止し、近的4射ずつ2回(坐射)の8射を行い遠的競技に替える。

種別	種目	7月13日	7月14日
少年男子	近的		1・2・3回・団体個人決勝
	遠的	1・2回・団体個人決勝	
少年女子	近的		1・2・3回・団体個人決勝
	遠的	1・2回・団体個人決勝	
成年男子	近的		1・2・3回・団体個人決勝
	遠的	1・2回・団体個人決勝	
成年女子	近的		1・2・3回・団体個人決勝
	遠的	1・2回・団体個人決勝	

※表彰は一括して14日(日)に実施

- 2 会 場 米沢市営弓道場 TEL:0238-00-0000

3 種別と種目・区分

種 別	種 目	区 分
成 年 男 子	近 的 競 技 遠 的 競 技	団 体 競 技 個 人 競 技
成 年 女 子		
少 年 男 子		
少 年 女 子		

4 競技区別及び規格

(1) 団体競技

近的 (36cm 霰的、射距離28m、的中制)

1立7分30秒以内とする。なお、時間を超過した場合、個人の成績は生きる。各自4射ずつ3回(坐射)の12射を行う。

総射数法(総的中数)により1位から3位までを決定する。

同中の場合は、弓道競技規則第27条により一本競射で決定する。進行係・招集係の指示に従い、四ツ矢及び予備矢を持って招集場所に集まること。

遠的 (100cm 得点的、射距離60m、得点制、的の中心は地上97cm、傾斜15度)

1立6分30秒以内とする。なお、時間を超過した場合、個人の成績は生きる。各自4射ずつ2回の8射を行う。

弓道競技規則第38条により最高得点から順次1位から3位までを決定する。

弓道競技規則第38条により条件が同じ場合は、一本競射で決定する。

(2) 個人競技

近的 団体競技12射の個人毎の的中数により1位から3位までを決定する。

同中の場合は、優勝は射詰競射、2位及び3位は遠近競射で決定する。

遠的 団体競技8射の個人毎の得点により1位から3位までを決定する。

弓道競技規則第38条により条件が同じ場合は、射詰競射で決定する。

5 参加資格

- (1) 本連盟会員及び高校生あるいは有職少年で、本年度の登録を完了した者。
- (2) 成年の種別に参加する者は、2001年4月1日以前に生れた者とする。
- (3) 少年の種別に参加する者は、2001年4月2日から2004年4月1日までに生まれた者とする。
- (4) 年齢計算は2019年4月1日を基準とする。
- (5) 各種目とも同一選手をもって競技を行う。
- (6) 参加者数

種別	地区	チーム数	1チーム人数	計	合計
成年男子	置賜	4	3	12	51
	山形	5	3	15	
	最北	3	3	9	
	庄内	3	3	9	
	県選抜	2	3	6	
成年女子	置賜	2	3	6	30
	山形	2	3	6	
	最北	2	3	6	
	庄内	2	3	6	
	県選抜	2	3	6	
少年男子	置賜	3	3	9	45
	村山	4	3	12	
	最北	1	3	3	
	田川	2	3	6	
	飽海	2	3	6	
	県選抜	3	3	9	
少年女子	置賜	3	3	9	42
	村山	4	3	12	
	最北	1	3	3	
	田川	2	3	6	
	飽海	1	3	3	
	県選抜	3	3	9	

- 6 審判規定 公益財団法人全日本弓道連盟弓道競技規則【平成28年4月1日改定】による。
ただし、制限時間については第74回国民体育大会弓道競技会に準じる。
- 7 表彰 (1) 成年の部
イ 団体チーム及び個人の1位から3位まで、種別・種目毎に賞状を授与する。
ロ 団体チーム及び個人優勝には、種別・種目毎にメダルを授与する。
ハ 個人総合優勝には男女毎に、べにばな杯及びメダルを授与する。
(2) 少年の部
イ 団体チーム及び個人の1位から3位まで、種別・種目毎に賞状を授与する。
ロ 団体チーム及び個人優勝には、種別・種目毎にメダルを授与する。
- 8 選考 成年の部・少年の部(共通)
国民体育大会・東北総合体育大会への出場選手は、14日(日)競技終了後に開催される選考委員会において選考の上、公益財団法人山形県スポーツ協会に推薦する。
- 9 練習時間 遠的…… 7月12日(金) 自・午後3時 至・午後6時
近的…… 7月12日(金) 自・午後3時 至・午後6時
7月13日(土) 遠的競技終了後 至・午後6時
※ 練習時には、安全確保のため、各チームとも責任者が付添うこと。
※ 13日(土)の練習は、全種別の競技が終了してから予約を受け付け
チーム毎に一手とする。
- 10 申込み (1) 各地区連申込責任者及び各地区高体連理事(各学校弓道部顧問)は参加申込書(様式1)を各種別毎3部作成し、1部を控えとし、2部を下記に送付すること。
(2) 少年選抜チームについては山形県弓道連盟強化部が申し込む。
少年選抜チームに入る選手が所属する各学校弓道部顧問は、自校選手の参加認知書(様式2)を2部作成し、下記にそれぞれ送付すること。
- 11 申込先 〒992-0023 米沢市下花沢2-11-9
置賜地区弓道連盟 理事長 棚橋 徹 宛 TEL 090-8424-3212
- 12 申込締切 参加申込書、参加認知書とも、6月10日(月曜)必着とする。
参加料は申込書の送付と別に現金書留で送金すること。
送金のない場合は正規の受付としない。
- 13 参加料 本大会に参加する選手・監督は、次の参加料を参加申込書と同時に納入すること。
(1) 成年 1,500 円 [参加料1,500 円(オリンピック募金250 円、スポーツ振興募金100 円を含む)]
(2) 少年 1,000 円 [参加料1,000 円(オリンピック募金170 円、スポーツ振興募金100 円を含む)]
(3) 少年の部に出場する監督は少年扱いとする。但し、少年の監督と成年の選手を同一競技内で兼ねる場合は成年扱いする。

14 宿泊について

- (1) 宿泊希望者は平成31年2月12日制定の、「2019年度山形県スポーツ・文化関係大会宿泊要項」(高体連・高文連・県体育協会主催大会等)により、大会事務局を通さず、学校等の団体が直接宿泊施設に申し込むことになりました。別紙の大会宿泊要項に従い、直接、宿泊施設に申し込んでください。

15 その他 (1) 小雨決行

- (2) 一本競射及び射詰競射に出場する場合は、四ツ矢及び予備矢を持参する。矢返しは行わない。
- (3) 立順の変更は認めない。
選手変更の場合は監督会議まで1名に限り書面で届出たものに限る。
高校生は学校長の出場認知書を変更届け出にあわせて提出すること。
- (4) 右腰に所属のマークを表示する。
- (5) 近的競技は坐射、遠的競技は立射とする。
- (6) 近的、遠的競技とも日本弓具を使用すること。
- (7) 宿泊先、会場でのゴミの分別収集にご協力下さい。
(ゴミについては持ち帰りを原則とします。)
- (8) 選手・役員全員について山形県弓道連盟で傷害保険に加入する。(大会実施中)
※ 死亡650万円、入院6,000円/日、通院3,000円/日(予定)